

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定するうなぎ稚魚漁業（うなぎ稚魚漁業（たも抄い））につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 7 年（2025 年）10 月 6 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	宇城市不知火町長崎亀崎樋門	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 隻	別記のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	宇城市不知火町長崎亀崎樋門	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	八代市鏡町港区大鞘樋門南端以北から同市鏡町野崎北端の氷川大橋下流までの区域	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	9 隻	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	八代市鏡町港区大鞘樋門南端以北から同市鏡町野崎北端の氷川大橋下流までの区域	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	ア 大鞘樋門南端 イ 旧八代郡鏡町と旧八代市との大鞘樋門における境界 ウ イから真方位 287 度 3 分・1,175 メートルの点 エ ウから真方位 211 度 2 分・1,133 メートルの点 オ 熊本県漁場基点火第 37 号（八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ 181 メートルのところ） 上記ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	4 隻	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	ア 大靱樋門南端 イ 旧八代郡鏡町と旧八代市との大靱樋門における境界 ウ イから真方位 287 度 3 分・1,175 メートルの点 エ ウから真方位 211 度 2 分・1,133 メートルの点 オ 熊本県漁場基点火第 37 号（八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ 181 メートルのところ） 上記ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数： 定めなし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚 漁業（たも 抄い）	次の①から⑧までの区域 ①郡築 7 番、9 番、10 番及び 11 番樋門 ②大島樋門 ③北原排水樋門 ④金剛 1 号及び 2 号樋門 ⑤大島西港入口南側 ⑥中北第一排水樋門 ⑦八代市新港町一丁目の海岸線で次のア、イ、ウ、エを順に結んだ区域 ア 北緯 32 度 31 分 20.7 秒、東経 130 度 32 分 36.6 秒 イ 北緯 32 度 31 分 19.7 秒、東経 130 度 32 分 36.9 秒 ウ 北緯 32 度 31 分 19.3 秒、東経 130 度 32 分 37.8 秒 エ 北緯 32 度 31 分 19.7 秒、東経 130 度 32 分 38.7 秒 ⑧八代市新港町一丁目の海岸線で次のア、イ、ウ、エを順に結んだ区域 ア 北緯 32 度 31 分 23.8 秒、東経 130 度 32 分 29.9 秒 イ 北緯 32 度 31 分 22.9 秒、東経 130 度 32 分 30.1 秒 ウ 北緯 32 度 31 分 22.4 秒、東経 130 度 32 分 31.1 秒 エ 北緯 32 度 31 分 22.8 秒、東経 130 度 32 分 32.1 秒	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数： 定めなし	1 人	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	ア 明治新田堤防西突端 イ アから真方位 246 度 30 分・100 メートルの点 ウ イから真方位 156 度 30 分・1,000 メートルの点 エ オから上天草市姫戸町牟田鼻を見通した線上でオから 200 メートルの点 オ 海岸線における八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界の点 上記ア、イ、ウ、エ、オを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	八代市日奈久馬越町と同市二見洲口町との境界から八代市二見洲口町と葦北郡芦北町との境界までの沿岸区域	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり
うなぎ 稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	天草市河浦町河浦にある一町田川潮留堰下流端より次の基点 1 と基点 2 を直線で結んだ線によって囲まれた海域 基点 1 天草市河浦町今富鬼塚湖外岸壁の東端 基点 2 基点 1 から天草市河浦町今富四方須と日尻返の境界が同町河浦竹崎と交わる場所を見通した線が最大高潮時海岸線と交わる場所	12 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの 100 日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1 人	別記のとおり

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	天草市新和町大宮地にある大宮地川潮流堰下流端、次の基点1と基点2を直線で結んだ線及び基点3と基点4を直線で結んだ線によって囲まれた海域 基点1 北緯32度23分0秒、東経130度11分54秒 基点2 北緯32度23分0秒、東経130度11分55秒 基点3 北緯32度24分5秒、東経130度12分4秒 基点4 北緯32度23分46秒、東経130度12分28秒	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1人	別記のとおり
うなぎ稚魚漁業	うなぎ稚魚漁業（たも抄い）	天草市有明町大浦にある楠甫川潮流堰下流端より次の基点1と基点2を結んだ線によって囲まれた海域 基点1 北緯32度31分23秒、東経130度22分40秒 基点2 北緯32度31分32秒、東経130度22分21秒	12月1日から翌年4月30日までの100日以内 （許可後は、許可証に記載された漁業時期）	船舶の総トン数及び推進機関の馬力数：定めなし	1人	別記のとおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年（2025年）10月14日から令和7年（2025年）10月31日まで

3 備考

（1）この公示に係る許可の有効期間は、漁業時期と同じ期間とする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 指定集荷人及び漁業従事者は、許可証に記載された者でなければならない。

ウ 漁業従事者を漁業に従事させるときは、漁業従事者証を携帯させるほか、所定の帽子を着用させなければならない。

エ 採捕したうなぎの稚魚は、事業計画書のとおり取り扱わなければならない。

オ 漁業従事者が採捕したうなぎの稚魚以外の水産動物は、速やかに放流させなければならない。

カ 許可取得者は、許可の有効期間終了後、又は許可が取り消された場合は、遅滞無く許可証を返納しなければならない。

キ 国内すべての養殖場のにほんうなぎの池入数量が、その上限に達した場合に水産庁から発出されるうなぎの稚魚の採捕停止

指示には従わなければならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は令和5年(2023年)9月1日に免許されたものとする。

別記

【漁業を営む者の資格】

次に掲げる者であって、漁業に関する法令、これに基づいてなされた処分及び熊本県うなぎ稚魚漁業許可取扱方針の内容を遵守する者。ただし、うなぎの稚魚の採捕、管理及び養殖(業種別漁協にあっては、組合員への養殖用種苗の供給)が適正に行われると認められる者。

- (1) 玉名市滑石又は八代市鏡町に養殖場並びに住所又は事務所を有するうなぎ養殖業を営む個人又は法人であって、次に掲げるいずれにも該当する者
 - ア 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)第26条第2項の規定により定められた国内で一度も飼育されていないにほんうなぎの池入量が0.0キログラムよりも大きいうなぎ養殖業の許可を受けた者
 - イ 養殖用種苗を採捕しようとする者
- (2) 熊本市西区田崎町に住所を有する業種別漁協であって、組合員の養殖用種苗を供給するために、うなぎの稚魚を採捕しようとする者
- (3) 県内の市町村に住所を有する個人であって、養殖業者又は業種別組合と供給契約を締結した者